とくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういんき こう 独立 行政 法人 国立 病院 機構 における 障害 を 理由 とする 差別 の 解消 の 推進 に 関する 規程 (案)

平成28年○月○日規程第○号

(目的)

第 1 条 この 規程 は、障害を 理由とする 差別の 解消の 推進に 関する 法律 (平成 25年 法律 第 65 号。以下「法」という。) 第 9 条 第 1 項 の 規定 に 基づき、また、障害 を 理由 とする 差別の 解消の 推進に 関する 基本 方針 (平成 27年 2月 24日 閣議 決定。以下「基本 方針」という。) に 即 して、法第 7 条 に 規定 する 事項 に 関し、独立 行政 法人 国立 病院 機構 (以下「国立 病院 機構」という。)の 職員 が 適切に 対応 するために 必要 な 手続を 定 めたものである。

ていぎ (定義)

第2条 この規程において「職員」とは、国立病院機構の職員及び国 りつびょういん きこう ぎょうむかつどう 立病院機構の業務活動に従事する者をいう。

(不当 な 差 別 的 取 扱 いの 禁止)

を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に自常生活文は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。なお、職員は、これに関連し、別紙の示す事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

(監督者の 責務)

第5条 職員のうち、次表に掲げる者(以下「監督者」という。)は、障害者を を次の 解消を 推進するため、次の 各号に 掲げる事項に 注意して を書者に対する 不当な 差別的取扱いが 行われないよう 注意し、また、障害者に対して 合理的配慮の 提供がなされるよう 努めなければならない。

本部	ぶちょう かちょういじょう しょく 部長、課長以上の職
病院	いんちょう ふくいんちょう とうかっしんりょうぶちょう やくざいぶちょう 院長、副院長、統括診療部長、薬剤部長 **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
**	り じ そうかつちょう きんじいじょう しょく 理事、総括 長、参事以上の職

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害者差別の解消に関し、 かんとく する 職員の注意を 喚起し、障害者差別の 解消に関する 認識を深めさせること。

こうりてきはいりょ ていきょう てきせつ おこな しどう 合理的 配慮 の 提供 を 適切に 行 うよう 指導 すること。

2 監督者は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ できせっ たいしょ 適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶん (懲戒処分)

第6条 職員が障害者に対し、不当な差別的取扱いを繰り返す場合、 満しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供を繰り返す場合、その態様等によっては信用失墜行為、国民全体の奉仕者 たるにふさわしくない非行などに該当し、懲戒処分に付されることがある。

^{そうだんたいせい} せいび (相談 体制 の 整備)

- 第7条 国立病院機構は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、本部総務部総務課、各病院事務部管理課(管理課を置かない病院にあっては企画課)及び各グループ担当理事部門に設置し、窓口担当者を本部においてはを務務部長、各病院においては病院長、各グループ担当理事部門においては総括長が職務命令をもって定める。
- 2 前項で指定する窓口については、必要に応じて、相談や紛争解決に たいおう 対応する職員の確保・充実を図るものとする。

(研修・啓発)

- 第8条 国立病院機構は、障害を理由とする差別の解消の推進を図 るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施する。

ぶ紙

せくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういんきこう 独立 行政 法人 国立 病院 機構 における 障害 を 理由 とする 差別 の 解消の 推進 に 関する 規程 に 係る 留意 事項

だい ふとう きべつてきとりあつか きほんてき かんが かた第 1 不当 な 差 別 的 取 扱 いの 基本的 な 考 え 方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付きない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な 特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を 障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、 法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲 で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、 本で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、 本で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること は、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、 本で当な差別がよりをかいた。 本で当な差別がある。

策 2 正当 な 理由 の 判断 の 視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。国立病院機構においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び国立病院機構の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員 は、正当 な 理由 があると 判断 した 場合 には、障害者 又 は 必要 に 応じてその 家族 にその 理由 を 説明 するものとし、理解 を 得 るよう 努 めることが 望ましい。

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としている

こと、さらに、それらはあくまでも 例示 であり、記載 されている 具体例 だけに 限 られるものではないことに 留意 する 必要 がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害 があることを 理由 に 窓口 対応 を 拒否 する。
- 障害 があることを 理由 に 対応 の 順序 を 劣後 させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの でいきょうとう 提供等を拒む。
- 障害 があることを 理由 に 説明会、シンポジウム 等 への 出席 を 拒 む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来院の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

だい こうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第 4 合理的 配慮 の 基本的 な 考 え 方

障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条 において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約、における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に僅ら負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去をが受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会のようなにおける様々ない。

合理的配慮は、国立病院機構の事務・事業の目的・内容・機能に 照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる こと、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受ける ためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更

2 合理的 配慮 は、障害 の 特性 や 社会的 障壁 の 除去 が 求 められる 具

体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の監禁のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、企業軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的監慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を 必要とする 障害者が 多数見込まれる 場合、
「管害者との 関係性が 長期にわたる 場合等には、その 都度の 合理的
「世にりょ の 提供ではなく、後述する 環境の 整備を 考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる 点は 重要である。
一意思の表明に 当たっては、具体的場面において、社会的 障壁の 除去に関する 配慮を必要としている 状況にあることを 言語のほか、拡大
文字、筆談、実物の 提示や 身振りサイン等による 合図、触覚による
一意思伝達など、障害者が 他人とコミュニケーションを 図る 際に 必要
な手段 (通訳を介するものを含む。) により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(

発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、 発達障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人 を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がとない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がとなら、意思の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、産される場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

だい 第 5 過重な負担の基本的な考え方

過重な 負担 については、個別の 事案 ごとに、以下の 要素等を 考慮し、 以下の 要素等を 考慮し、 薬たいてきばめん や 状況 に 応じて 総合的・客観的に 判断することが 必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者又は必要に なっぱっぱっぱっぱっぱい は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者又は必要に なっぱい じてその家族にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める ことが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度 (事務・事業の目的・内容・機能を損 なうか否か)
 - じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現 可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - O 費用・負担 の 程度

だい ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第 6 合理的 配慮 の 具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や 状況 に 応 じて 異なり、多様かつ 個別性の 高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した 具体例 については、第 5 で 示 した 過 重 な 負担 が 存在 しないことを 前提 としていること、また、それらはあくまでも 例示 であり、 記載 されている 具体例 だけに 限 られるものではないことに 留意 する 必要 がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、
 携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻回に離席の必要がある場合に、会場の座席 位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、 ※ 一次のよう かくほ まんなん 別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応 はまどぐち ちか ながいす いどう の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意 運動 等 により 書類 等 を 押 さえることが 難 しい 障 害 者 に 対 し、職員 が 書類 を 押 さえたり、バインダー等 の 固定 器具 を 提供 したり する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げなどのコミュニケーション手段を用いる。

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。
- 比喩 表現 等 が 苦手 な 障害者 に 対 し、比喩 や 暗喩 、二重 否定 表現 などを 用 いずに 説明 する。
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語はさける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- じゅんばん ま つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上
 で、手続き順を入れ替えることを考慮する。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意することを考慮する。
- 病院の敷地内において、車両乗降場所を施設出入り口に近い場所 へ変更する。

○ 他人との 接触、多人数の 中にいることによる 緊張により、不随意の 他人との 接触、多人数の 中にいることによる 緊張により、不随意の 緊声等 がある 場合、当該 障害者 に 説明 の上、施設 の 状況 に応 じて 別 室を 準備 することを 考慮 する。